

PPP/PFI 導入評価会議結果

福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none">福祉総合相談センター、県民生活センターの老朽化・狭溢化による建替（合築）庁舎の維持管理業務（保守点検、清掃、修繕等）
評価会議開催日	令和5年11月22日
検討区分	一次評価（簡易検討）
検討結果	従来手法による整備
上記の理由	<ul style="list-style-type: none">定量評価において、一定のVFM効果は認められる。前事例（紫波警察署）や他県事例と比較しても、大きくは離れていない。定性評価において、PPP/PFI手法導入のメリットとデメリット、民間の創意工夫等の観点から比較を行ったが、施設の設置目的や利用の性質から法律等の制限が多く、市場性がほとんどなく、PFI手法にはなじまないというサウンディング結果が得られたこと、また、他自治体の事例においても、施設の特殊性から民間の自由裁量による維持管理が制限される等の理由により従来手法を採用している。 <p>以上を総合的に勘案し、「従来手法による整備」という検討結果とする。</p>